

令和6年3月富津市議会定例会
議 案 等 資 料

令和6年2月19日

富 津 市

令和 6 年 3 月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和 6 年 3 月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 1 号資料	富津市手数料条例新旧対照表	8
議案第 2 号資料	富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体の概要	14
議案第 7 号資料	富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表	17
議案第 8 号資料	富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	19
議案第 9 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表	20
議案第 10 号資料	富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例新旧対照表	22
議案第 11 号資料	富津市手数料条例新旧対照表	23
議案第 12 号資料	富津市介護保険条例新旧対照表	25
議案第 13 号資料	富津市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表	30
議案第 14 号資料	富津市企業誘致条例新旧対照表	31
議案第 15 号資料	富津市漁港管理条例新旧対照表（第 1 条による改正）	33
議案第 15 号資料	富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例新旧対照表（第 2 条による改正）	34
議案第 16 号資料	富津市消防手数料条例新旧対照表	35
議案第 17 号資料	富津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表	38
議案第 18 号資料	旧富津市立竹岡小学校の運動場の貸付けの概要	41

議案第19号資料	旧富津市立竹岡小学校の校舎等の貸付けの概要	42
議案第24号資料	市道路線の変更路線図	43
議案第25号資料	履歴事項（富津市固定資産評価審査委員会委員関係）	44
議案第26号資料	履歴事項（富津市教育委員会委員関係）	45

令和6年3月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、戸籍証明書等の広域交付事務並びに戸籍及び除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料の規定を追加するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年3月1日	総務部
議案第2号	富津市都市公園、富津市立公園及び富津市体育施設の指定管理者の指定について (提案理由) 富津市都市公園、富津市立公園及び富津市体育施設の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
議案第3号	令和5年度富津市一般会計補正予算(第8号) 補正額 325,794千円 補正後の予算額 20,986,481千円 (主な内容) ・公共施設等マネジメント基金積立金 200,000千円 ・住民税均等割のみ課税世帯特別給付事業 113,766千円 ・低所得世帯こども加算特別給付事業 33,616千円 ・かずさ水道広域連合企業団関係費 308,020千円	総務部
議案第4号	令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 補正額 △10,629千円 補正後の予算額 5,727,454千円 (提案理由) 決算見込みにより既定予算の調整をするものである。	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	令和5年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) 補正額 △5,952千円 補正後の予算額 749,085千円 (提案理由) 基盤安定負担金に係る後期高齢者医療広域連合納付金及びこれに関連する歳入を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。	市民部
議案第6号	令和5年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) 補正額 26,648千円 補正後の予算額 5,640,225千円 (提案理由) 介護サービス等給付事業に係る経費及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。	健康福祉部
議案第7号	富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日	総務部
議案第8号	富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) ICT等の新技術を活用したニホンザル対策事業等を実施するに当たり、鳥獣被害対策実施隊員が行う業務を新たに追加することに伴い、同隊員の報酬の金額を改定するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 国及び他の地方公共団体との給料水準の均衡を図るため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日	総務部
議案第10号	富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日	総務部
議案第11号	富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書の発行手数料を時限的に減額し、更なるマイナンバーカードの取得促進及びコンビニ交付サービスの利用促進を図る等のため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年6月1日。一部公布の日	総務部
議案第12号	富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されること及び富津市介護保険事業計画が策定されることに伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を改定するとともに、富津市介護保険運営協議会委員の任期を3年とする等のため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第13号	富津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日	建設経済部
議案第14号	富津市企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 奨励措置の指定基準のうち従業員に係る要件を緩和し、市内への新たな企業立地を促進するとともに、奨励措置の対象となる事業の範囲及び取消し等に係る要件を整理するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日	建設経済部
議案第15号	富津市漁港管理条例及び富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、新たに創設される漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を追加するとともに、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日	建設経済部
議案第16号	富津市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、危険物貯蔵所の設置許可申請に係る審査の手数料の金額を改定するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日	消防本部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第17号	富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 令和5年度に限り実施することとしていた第3子以降学校給食費無償化事業を令和6年度以降においても継続して実施するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和6年4月1日。一部公布の日	教育部
議案第18号	財産の貸付けについて (提案理由) 令和2年3月に閉校した旧富津市立竹岡小学校の活用に伴い、市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。	企画政策部
議案第19号	財産の貸付けについて (提案理由) 令和2年3月に閉校した旧富津市立竹岡小学校の活用に伴い、市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。	企画政策部
議案第20号	令和6年度富津市一般会計予算 予算額 21,640,000千円 対前年度比 11.0%増 (予算編成方針) 令和6年度の予算は、富津市中期財政計画【経営改革5か年計画】に基づき、将来にわたる持続可能な行政経営を念頭に、市民ニーズや社会経済情勢を的確に捉え、「誇りと愛着を持てるまち ふつつ」の実現に向けた事業を推進する編成方針とした。 参考 令和6年度当初予算附属資料	総務部
議案第21号	令和6年度富津市国民健康保険事業特別会計予算 予算額 5,478,000千円 対前年度比 3.5%減 (予算概要) 特定健康診査の未受診者対策及び生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導を中心とした事業を推進し、医療費の適正化に配慮した。	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第22号	令和6年度富津市後期高齢者医療特別会計予算 予算額 795,000千円 対前年度比 6.6%増 (予算概要) 後期高齢者医療保険料、基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合へ納付するほか、制度の趣旨普及に配慮した。	市民部
議案第23号	令和6年度富津市介護保険事業特別会計予算 予算額 5,641,000千円 対前年度比 2.6%増 (予算概要) 介護保険事業計画に基づく介護給付費を計上し、フレイル対策等の介護予防事業を推進するほか、給付の適正化に配慮した。	健康福祉部
議案第24号	市道路線（下飯野線）の変更について (提案理由) 平成25年度から整備を実施していた市道下飯野線が令和6年2月5日に全線供用開始したことにより、旧道となる区間に係る名称並びに起点及び終点を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。	建設経済部
議案第25号	富津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市固定資産評価審査委員会委員^{やまだまさお}山田昌雄氏の任期が令和6年5月12日をもって満了となることに伴い、後任委員として村^{むらかみやすたか}上 泰 隆氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものである。	市民部
議案第26号	富津市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市教育委員会委員^{さかべみつひろ}坂部 充 洋氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、後任委員として^{いませきまゆみ}今 關 真弓氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。	教育部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報 告 第 1 号	専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。	消防本部

議案第 1 号資料

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第 5 号）新旧対照表

現 行					改 正 案				
(手数料の名称及び金額)					(手数料の名称及び金額)				
第 2 条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。					第 2 条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
区分	名称	事務の内容	単位	金額	区分	名称	事務の内容	単位	金額
1	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第 1 項又は第10条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第 1 項____ ____の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450円	1	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書書の交付手数料	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第 1 項又は第10条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第 1 項若しくは第120条の 2 第 1 項の規定による戸籍証明書 ____の交付	1 通につき	450円
2	戸籍の記載事項の証明手数料	戸籍法第10条第 1 項又は第10条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍に記載した事項	証明事項 1 件につき	350円	2	戸籍の記載事項の証明手数料	戸籍法第10条第 1 項又は第10条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項までの規定による戸籍に記載した事項	証明事項 1 件につき	350円

[illegible]

3	除籍の謄本又は抄本 の交付手数料	戸籍法第12条の2の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	750円
4	除籍の記	戸籍法第12条の2	証明事項	450円

		に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
3	除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料	戸籍法第12条の2の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による除籍証明書 の交付	1 通につき	750円
4	除籍の記	戸籍法第12条の2	証明事項	450円

	載事項の 証明手数料	の規定による除か れた戸籍に記載し た事項に関する証 明書の交付	1 件につ き			載事項の 証明手数料	の規定による除か れた戸籍に記載し た事項に関する証 明書の交付	1 件につ き		
						4 の 2	除籍電子 証明書提 供用識別 符号の発 行手数料	戸籍法第120条の3 第2項の規定によ る除籍電子証明書 提供用識別符号の 発行（情報通信技術 を活用した行政の 推進等に関する法 律第7条第1項の 規定により同法第 6条第1項に規定 する電子情報処理 組織を使用する方 法により除籍電子 証明書提供用識別 符号の発行を行う 場合（当該発行に係 る除籍電子証明書 の請求が同項の規 定により同項に規 定する電子情報処 理組織を使用する 方法により行われ た場合に限る。）に おける当該発行及 び除籍電子証明書 提供用識別符号の	除籍電子 証明書提 供用識別 符号1件 につき	700円

							発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
5	届出等の受理又は届出等の記載事項の証明手数料	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出 <u>若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書</u>	1 通につき	350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき1,400円		5	届出等の受理又は届出等の記載事項の証明手数料	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出、 <u>申請の受理の証明書若しくは同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書</u> の交付	1 通につき	350円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき1,400円

備考 1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

備考 1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

議案第2号資料

富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体の概要

○代表者である公益財団法人富津市施設利用振興公社の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 富津市新富146番地の2 |
| 2 | 名称 | 公益財団法人富津市施設利用振興公社 |
| 3 | 代表者名 | 理事長 平野 満 |
| 4 | 設立 | 平成元年4月14日 |
| 5 | 役員数等 | 理事4名、監事1名、評議員9名、職員数7名 |
| 6 | 目的 | 住民のスポーツの振興に関する各種の事業を行うとともに、公園緑地等及びスポーツ・レクリエーション施設並びにその他の施設の管理運営を行い、もって、住民福祉の増進と良好な生活環境づくりに寄与する。 |
| 7 | 事業内容 | (1) 地域住民のスポーツの振興に関する事業
(2) 緑化の推進に関する事業
(3) 富津市その他の公共団体の設置した公共施設の管理受託
(4) 上記の目的を達成するために必要な事業 |
| 8 | 事業実績 | (1) 富津市都市公園、市立公園及び体育施設指定管理受託事業
(2) 上総湊港海浜公園指定管理受託事業
(3) 富津みなと公園指定管理受託事業
(4) 主な自主事業
・ふれあいジュニア陸上教室
・健康なぎなた教室
・市民ふれあい公園テニス大会
・ジュニアサッカー選手権大会
・ふれあいグランドゴルフ大会
・卓球スクール
・バスケットボールスクール
・キッズ体育教室
・富津市元旦マラソン大会
・ふれあい木工教室 |

○構成者であるミズノスポーツサービス株式会社の概要

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 所在地 | 大阪府大阪市中心区北浜四丁目1番地23号 |
| 2 | 名称 | ミズノスポーツサービス株式会社 |
| 3 | 代表者名 | 代表取締役 薬師寺 洋彰 |
| 4 | 設立 | 平成元年4月1日 |
| 5 | 役員数等 | 代表取締役1名、取締役4名、監査役1名、従業員540名 |
| 6 | 目的 | 次の事業を営むこと。
(1) スポーツ施設・飲食店の経営及び管理業
(2) スポーツウェア・用品・用具の販売及び輸出入
(3) 清涼飲料水、レトルト食品、食料品、調味料の販売
(4) 衣料用繊維製品・皮革製品の加工及び販売並びに輸出入
(5) 貸室業
(6) 香料、化粧品、食品添加物、工業薬品、計量器及びプラスチック製容器の販売並びに輸出入
(7) 煙草、アルコールの小売
(8) 宿泊施設の経営
(9) 洋品雑貨、各種靴、家庭用電気器具、玩具、書籍の販売及び輸出入
(10) コンピューター・ソフトウェアの開発及び販売
(11) 映画、ビデオ製作及び販売
(12) 経営コンサルタント業
(13) 一般旅行業並びに旅行代理店業
(14) 書籍出版並びに印刷出版業
(15) 損害保険代理業
(16) 労働者派遣法に基づく労働者派遣業
(17) スポーツ用品及び旅行用品等のレンタル業
(18) スポーツ、映画、演劇等の企画興行及び入場券の販売
(19) 広告代理業
(20) クレジットカードによる商品購入者及びサービス利用者に対する斡旋業
(21) 飲食業 |

- (22) 金融業
- (23) ゴルフ場、遊園地、スポーツ施設及びレクリエーション施設等の紹介斡旋業並びにゴルフ等会員権の販売
- (24) 宅配取り次ぎ業
- (25) 警備業に関する業務全般
- (26) 学童保育事業及び学童保育の送迎
- (27) ビルメンテナンス業及びビル管理業務に関するコンサルタント業務
- (28) 各種スポーツスクールの経営
- (29) 上記に附帯関連する一切の事業
- 7 事業内容
 - (1) 施設運営管理事業（運営受託・指定管理・直営施設等各種施設）
 - (2) 各種スポーツ教室事業
 - (3) 健康関連商品・運動プログラム開発販売事業
 - (4) 会員サービス事業
- 8 事業実績
 - (1) 指定管理受託業務 108施設
 - (2) 直営施設 15施設
 - (3) 運営受託施設 9施設
 - (4) PFI施設 9施設
 - (5) スクール、教室業務
 - スイミング、サッカー、フットサル、テニス、ゴルフ、フィットネス、ランニングフォーム等
 - (6) 指導員派遣事業
 - 出張体力測定、介護予防事業、ランニング講習会、ウォーキング講習会、子ども苦手運動克服教室等
 - (7) その他事業
 - フットサル大会運営、運動会運営、市民スポーツまつり協力、各種スポーツクリニック運営等

議案第 7 号資料

富津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富津市条例第37号）新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第 2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第 2 条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人番号 番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。 (2) 特定個人情報 番号利用法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第 2 条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第 2 条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 <u>(5) 特定個人番号利用事務 番号利用法第19条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 番号利用法第19条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>
(個人番号の利用範囲) 第 4 条 番号利用法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長は、番号利用法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自	(個人番号の利用範囲) 第 4 条 番号利用法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自

らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

議案第 8 号資料

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 案																																
（報酬） 第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 （費用弁償） 第 7 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。 別表（第 2 条、第 7 条関係）	（報酬） 第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 （費用弁償） 第 7 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。 別表（第 2 条、第 7 条関係）																																
（単位 円） <table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>鳥獣被害対策実施隊員</td><td><u>1 回</u></td><td><u>2, 000</u></td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（略）</td></tr></table>	区分	種別	報酬の額	旅費の額				（略）	鳥獣被害対策実施隊員	<u>1 回</u>	<u>2, 000</u>	—				（略）	（単位 円） <table><tr><th>区分</th><th>種別</th><th>報酬の額</th><th>旅費の額</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（略）</td></tr><tr><td>鳥獣被害対策実施隊員</td><td><u>1 日</u></td><td><u>8, 000</u> <u>（ただし、従事した時間数が 4 時間未満の場合は、4, 000 円とする。）</u></td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>（略）</td></tr></table>	区分	種別	報酬の額	旅費の額				（略）	鳥獣被害対策実施隊員	<u>1 日</u>	<u>8, 000</u> <u>（ただし、従事した時間数が 4 時間未満の場合は、4, 000 円とする。）</u>	—				（略）
区分	種別	報酬の額	旅費の額																														
			（略）																														
鳥獣被害対策実施隊員	<u>1 回</u>	<u>2, 000</u>	—																														
			（略）																														
区分	種別	報酬の額	旅費の額																														
			（略）																														
鳥獣被害対策実施隊員	<u>1 日</u>	<u>8, 000</u> <u>（ただし、従事した時間数が 4 時間未満の場合は、4, 000 円とする。）</u>	—																														
			（略）																														

議案第 9 号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（勤務 1 時間当たりの給与額の算出） 第17条 第14条から第16条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 2 第23条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 （管理職手当） 第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める者について、その職務の特殊性に基づき、市長の定める基準に従い支給する。 2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の管理職手当について準用する。 3 第14条、第15条、第16条及び前条第 1 項の規定は、第 1 項に規定する職にある職員には適用しない。 附 則 13 地方公務員法第28条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給	（勤務 1 時間当たりの給与額の算出） 第17条 第14条から第16条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。 2 第23条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。 （管理職手当） 第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で定める者について、その職務の特殊性に基づき、市長の定める基準に従い支給する。 2 第 9 条第 2 項の規定は、前項の管理職手当について準用する。 3 第14条、第15条、第16条及び前条第 1 項の規定は、第 1 項に規定する職にある職員には適用しない。 附 則 13 地方公務員法第28条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項及び附則第18項ただし書において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給

料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。	料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 18 令和6年4月1日から当分の間、第19条第1項に規定する職にある職員のうち7級及び8級の職にある職員に対する給料月額の支給及び地域手当の算定に当たっては、当該給料月額から、給料の月額に100分の8を乗じて得た額に相当する額（この額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。ただし、期末手当、勤勉手当及び退職手当の計算の基礎となる給料の月額並びに基礎給料月額については、この限りでない。 19 前項の規定の適用を受ける職員における第17条第2項の規定の適用については、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額から、給料の月額に100分の8を乗じて得た額に相当する額を減じた額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とする。
---	--

議案第10号資料

富津市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年富津市条例第4号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（給与の種類） 第6条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）フルタイム会計年度任用職員 給料並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当及び<u>期末手当</u> （2）パートタイム会計年度任用職員 基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに通勤手当に相当する費用弁償並びに期末手当 （期末手当） 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれの基準日に在職する会計年度任用職員に対し、規則で定める基準により支給することができる。	（給与の種類） 第6条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 （1）フルタイム会計年度任用職員 給料並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u> （2）パートタイム会計年度任用職員 基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに通勤手当に相当する費用弁償並びに期末手当<u>及び勤勉手当</u> （期末手当） 第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれの基準日に在職する会計年度任用職員に対し、規則で定める基準により支給することができる。 （<u>勤勉手当</u>） 第17条の2 <u>勤勉手当は、基準日に、それぞれの基準日に在職する会計年度任用職員に対し、規則で定める基準により支給することができる。</u>

議案第11号資料

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）新旧対照表

現 行					改 正 案				
(手数料の名称及び金額)					(手数料の名称及び金額)				
第2条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。					第2条 手数料の名称、当該手数料を徴収する事務の内容及びその金額は、別表のとおりとする。				
附 則					附 則				
					(多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例)				
					5 令和6年6月1日から令和6年11月30日までの間、別表の20の項、				
					21の3の項及び28の項の規定の適用については、当該各項中「200円」とあるのは、「10円」とする。				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	名称	事務の内容	単位	金額	区分	名称	事務の内容	単位	金額
				(略)					(略)
20	印鑑に関する証明手数料	富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）第14条第2項又は第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	1通につき	300円	20	印鑑に関する証明手数料	富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）第14条第2項又は第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	1通につき	300円
		富津市印鑑条例第14条第4項の規定による印鑑登録証明書の交付	1通につき	200円			富津市印鑑条例第14条第4項の規定による印鑑登録証明書の交付	1通につき	200円
				(略)					(略)
21の3	住民票の写しの交	住民基本台帳法第12条第1項の規定	1通につき	200円	21の3	住民票の写しの交	住民基本台帳法第12条第1項の規定	1通につき	200円

	付手数料	による住民票の写しの交付（富津市印鑑条例第14条第4項に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）による交付に限る。）		
28	所得、課税等証明書交付手数料	個人の市民税及び県民税_____に係る収入金額、所得金額、所得控除の額、税額等に関する事項の証明書（以下「税証明書」という。）の交付（多機能端末機による交付を除く。）	1 件につき	300円
		税証明書の交付（多機能端末機による交付に限る。）	1 件につき	200円
				(略)

備考 1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

	付手数料	による住民票の写しの交付（富津市印鑑条例第14条第4項に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）による交付に限る。）		
28	所得、課税等証明書交付手数料	個人の市民税及び県民税並びに森林環境税に係る収入金額、所得金額、所得控除の額、税額等に関する事項の証明書（以下「税証明書」という。）の交付（多機能端末機による交付を除く。）	1 件につき	300円
		税証明書の交付（多機能端末機による交付に限る。）	1 件につき	200円
				(略)

備考 1 通の証明書に 2 種類以上のことを併記する場合には、これを個々のものとみなす。

議案第12号資料

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（組織） 第2条の5 協議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1） 市議会議員 （2） 被保険者 （3） 学識経験者 （4） 保健医療関係者 （5） 福祉関係者 （6） 介護サービス事業者 3 前項の規定により身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、当該身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。 4 委員の任期は、<u>2年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （保険料率） 第3条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 （1） 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u> （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,300円</u> （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u> （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u> （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>82,080円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36	（組織） 第2条の5 協議会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1） 市議会議員 （2） 被保険者 （3） 学識経験者 （4） 保健医療関係者 （5） 福祉関係者 （6） 介護サービス事業者 3 前項の規定により身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者が、当該身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。 4 委員の任期は、<u>3年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （保険料率） 第3条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 （1） 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,580円</u> （2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,070円</u> （3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,470円</u> （4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>72,360円</u> （5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>80,400円</u> （6） 次のいずれかに該当する者 <u>96,480円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36

条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ_____に該当する者を除く。）

（7） 次のいずれかに該当する者 88,920円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ_____に該当する者を除く。）

（8） 次のいずれかに該当する者 102,600円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ_____に該当する者を除く。）

（9） 次のいずれかに該当する者 116,280円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの

条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（7） 次のいずれかに該当する者 104,520円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（8） 次のいずれかに該当する者 120,600円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

（9） 次のいずれかに該当する者 136,680円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの

号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ_____に該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>123,120円</u> ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ_____に該当する者を除く。） (11) 次のいずれかに該当する者 <u>129,960円</u> ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）_____に該当する者を除く。） (12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>136,800円</u> 2 所得の少ない_____第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,520円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度に	号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>152,760円</u> ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。） (11) 次のいずれかに該当する者 <u>168,840円</u> ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。） (12) 次のいずれかに該当する者 <u>184,920円</u> ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） (13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>192,960円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度</u>_____から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,910円</u>とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度に
---	---

における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>34,200円</u>」と読み替えるものとする。	における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,910円</u>」とあるのは、「<u>38,990円</u>」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>47,880円</u>」と読み替えるものとする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)	4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,910円</u>」とあるのは、「<u>55,070円</u>」と読み替えるものとする。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。	第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。	2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ	3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。 (個人情報の提供)	4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。 (情報の提供)
第11条の2 市長は、法の規定に基づく居宅介護支援及び施設サービス等の提供のため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、被保険者の要介護認定又は要支援認定等に係る個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に	第11条の2 市長は、被保険者及び当該被保険者が同意する場合におけるその家族、当該被保険者と契約を締結し、又は締結する予定の介護サービス事業者等からの申出により、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定に関する情報を提供することができる。

規定する個人情報(いう。)を指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設等に対し、提供することができる。	
	2 前項の規定により提供する情報の内容及び提供の申出ができる者の範囲並びに申出の手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

議案第13号資料

富津市空家等対策の推進に関する条例（令和2年富津市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（代行措置等） 第10条 市長は、<u>法第14条第1項</u>の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合は、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。 2 市長は、前項の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。 （協議会） 第11条 市長は、<u>法第7条第1項</u>の規定に基づき、富津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次に掲げる事項に関し協議を行う。 （1） <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項 （2） 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し、市長が必要と認める事項 3 協議会は、委員13人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員は、前任者の任期を引き継ぐものとする。 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 6 前各項に掲げるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	（代行措置等） 第10条 市長は、<u>法第22条第1項</u>の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合は、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。 2 市長は、前項の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。 （協議会） 第11条 市長は、<u>法第8条第1項</u>の規定に基づき、富津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次に掲げる事項に関し協議を行う。 （1） <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項 （2） 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し、市長が必要と認める事項 3 協議会は、委員13人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員は、前任者の任期を引き継ぐものとする。 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 6 前各項に掲げるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第14号資料

富津市企業誘致条例（昭和61年富津市条例第4号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。 （2） <u>工場等 製造及び加工に係る事業並びにこれらの事業に関連する流通、試験、研究その他市長が適当と認める事業を営むための施設をいう。</u> （3） 新設 本市に事業を営むための用に供される工場等を有しない企業が、市内に新たに進出し、工場等を設置することをいう。 （4） 投下固定資産額 前号に定める工場等の新設を行なうために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得合計額をいう。 （指定の基準） 第5条 市長は、工場等が次の各号に掲げる要件を満たすこととなった場合に、奨励措置を適用する。 （1） 投下固定資産額1億円以上の新設 （2） <u>常時使用する従業員数10人以上</u> （3） 環境の保全について適切な措置が講じられていること。 （4） その他市長が必要と認める事項 （奨励措置の取消等） 第8条 この条例の規定により奨励措置を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定取消し、又は奨励措置を停止することができる。 （1） 主たる工場等の設備の操業開始の予定月日が著しく遅延したとき。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。 （2） <u>工場等 産業の振興及び雇用の促進並びに市勢の進展に寄与する事業の用に供する施設であつて規則で定めるものをいう。</u> （3） 新設 本市に事業を営むための用に供される工場等を有しない企業が、市内に新たに進出し、工場等を設置することをいう。 （4） 投下固定資産額 前号に定める工場等の新設を行なうために取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得合計額をいう。 （5） <u>常時雇用従業員 工場等の操業に伴い、当該工場等に雇用される雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。</u> （指定の基準） 第5条 市長は、工場等が次の各号に掲げる要件を満たすこととなった場合に、奨励措置を適用する。 （1） 投下固定資産額1億円以上の新設 （2） <u>常時雇用従業員数5人以上</u> （3） 環境の保全について適切な措置が講じられていること。 （4） その他市長が必要と認める事項 （奨励措置の取消等） 第8条 この条例の規定により奨励措置を受け、又は受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定取消し、又は奨励措置を停止することができる。 （1） 主たる工場等の設備の操業開始の予定月日が著しく遅延したとき。

(2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。 (3) 第5条の基準を欠いたとき。	(2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。 (3) 第5条の基準を欠いたとき。 (4) 虚偽その他不正な手段により指定を受けたとき。 (5) 市税を完納していないとき。
2 市長は、詐欺その他不正の行為により奨励措置を受けたものに対し、その指定を取消し、又は奨励措置に対する費用の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。	2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に交付されている 奨励措置に対する費用の全部又は一部の返納を命ずることができる。

議案第15号資料

富津市漁港管理条例（昭和47年富津市条例第14号）新旧対照表（第 1 条による改正）

現 行	改 正 案
（目的） 第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、富津市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。 （土砂採取料等） 第15条 市が管理する漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地において、<u>法第39条第 1 項に規定する行為の許可を受けた者</u> からは、当該行為の区分に応じ別表第 2 に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。 2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、土砂採取料等について準用する。	（目的） 第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、富津市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。 （土砂採取料等） 第15条 市が管理する漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地において、<u>法第39条第 1 項に規定する行為の許可を受けた者又は法第43条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第44条第 1 項に規定する認定計画において法第42条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>からは、当該行為の区分に応じ別表第 2 に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。 2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、土砂採取料等について準用する。

議案第15号資料

富津市漁港漁場整備事業分担金徴収条例（平成28年富津市条例第4号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 漁港漁場整備事業 <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第4条第1項に規定する漁港漁場整備事業をいう。 （2） 受益者 漁港漁場整備事業により特に利益を受ける者をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 漁港漁場整備事業 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第4条第1項に規定する漁港漁場整備事業をいう。 （2） 受益者 漁港漁場整備事業により特に利益を受ける者をいう。

議案第16号資料

富津市消防手数料条例（平成12年富津市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 案																
（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号の事務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （1）消防法に基づく事務で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に基づき手数料を徴収する事務とされているもの 別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額 （2）富津市火災予防条例第47条の規定による指定数量未満のタンクの検査 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 水張検査 1件につき 6,000円 イ 水圧検査 （ア）容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円 （イ）容量600リットルを超えるタンク 1件につき 11,000円 （3）消防諸証明 1件につき 300円	（手数料の種類及び金額） 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次の各号の事務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 （1）消防法に基づく事務で、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に基づき手数料を徴収する事務とされているもの 別表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額 （2）富津市火災予防条例第47条の規定による指定数量未満のタンクの検査 次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 水張検査 1件につき 6,000円 イ 水圧検査 （ア）容量600リットル以下のタンク 1件につき 6,000円 （イ）容量600リットルを超えるタンク 1件につき 11,000円 （3）消防諸証明 1件につき 300円																
別表（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td>（5）浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額		（略）	3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	（略）		（5）浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋	別表（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th><th>手数料の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td>（5）浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋</td></tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の金額		（略）	3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	（略）		（5）浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋
手数料を徴収する事務	手数料の金額																
	（略）																
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	（略）																
	（5）浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋																
手数料を徴収する事務	手数料の金額																
	（略）																
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	（略）																
	（5）浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋																

根式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が
1,000キロリットル以上5,000
キロリットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 118万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上1万
キロリットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 141万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1
万キロリットル以上5万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
159万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5
万キロリットル以上10万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
195万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10
万キロリットル以上20万キロ

根式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所
の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額

ア 危険物の貯蔵最大数量が
1,000キロリットル以上5,000
キロリットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 145万円

イ 危険物の貯蔵最大数量が
5,000キロリットル以上1万
キロリットル未満の浮き屋根
式特定屋外タンク貯蔵所及び
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵
所 172万円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が1
万キロリットル以上5万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
192万円

エ 危険物の貯蔵最大数量が5
万キロリットル以上10万キロ
リットル未満の浮き屋根式特
定屋外タンク貯蔵所及び浮き
蓋付特定屋外タンク貯蔵所
236万円

オ 危険物の貯蔵最大数量が10
万キロリットル以上20万キロ

	リットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>227万円</u> カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>455万円</u> キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>582万円</u> ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>707万円</u>	
	(略)	
	(略)	
	リットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>274万円</u> カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>564万円</u> キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>724万円</u> ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>879万円</u>	
	(略)	
	(略)	

議案第17号資料

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
（学校給食費の不徴収） 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校第3学年の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。附則第4項第1号及び第2号において同じ。）に限る。）に係る学校給食費は、徴収しない。 （遅延損害金） 第8条 学校給食費負担者は、第6条の規定による納付期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。 2 前項の遅延損害金の額の計算及び減額又は免除については、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の例による。	（学校給食費の不徴収） 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、中学校第3学年の生徒（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等及びその子等（保護者等の卑属をいう。第9条第1項において同じ。）に限る。）に係る学校給食費は、徴収しない。 （遅延損害金） 第8条 学校給食費負担者は、第6条の規定による納付期限後に学校給食費を納付する場合においては、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。 2 前項の遅延損害金の額の計算及び減額又は免除については、富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の例による。 （第3子以降の学校給食費の免除） 第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。 （1） 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であつて、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合 （2） 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であつて、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、

(学校給食費の減免) 第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 <u>(第3子以降の学校給食費の減免の特例)</u> 4 市長は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施する学校給食に限り、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。 (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合 (2) 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の減免を行わない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育	<u>学校給食費の免除を行わない。</u> (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合 (2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の補助を受けている場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合 (学校給食費の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則
---	---

<u>扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合</u> <u>(2) 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費</u> <u>の全部の補助を受けている場合</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受け</u> <u>ている場合</u>	
---	--

旧富津市立竹岡小学校の運動場の貸付けの概要

1 貸付財産

土地 富津市竹岡字上川740番 外17筆 11,146㎡

(※旧富津市立竹岡小学校の敷地のうち、運動場部分)

2 貸付金額

月額 110,000円

3 貸付期間

貸付開始日から20年間

4 貸付けの相手方

東京都立川市富士見町二丁目18番地7号

株式会社ワンストップコミュニケーションズ

代表取締役 藤原 大輔

5 使用用途

地ビール醸造事業、アスレチッククラブ運営事業

6 その他

これまでどおり、災害時における指定緊急避難場所及びドクターヘリランデブーポイントとして使用可能となる。

旧富津市立竹岡小学校の校舎等の貸付けの概要

1 貸付財産

土地 富津市竹岡字東田756番の一部 外15筆 5,110.64㎡

建物 ①特別教室・管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 600㎡

②普通教室棟 鉄筋コンクリート造2階建 2,125㎡

③危険物貯蔵庫 鉄骨造平家建 5㎡

④屋内運動場 鉄骨造2階建 705㎡

⑤プール附属室 鉄骨造平家建 81㎡

⑥倉庫 木造平家建 20㎡

その他 プール (25m×8コース)

2 貸付金額

土地 無償

建物 無償

3 貸付期間

貸付開始日から3年間

4 貸付けの相手方

東京都立川市富士見町二丁目18番7号

株式会社ワンストップコミュニケーションズ

代表取締役 藤原 大輔

5 使用用途

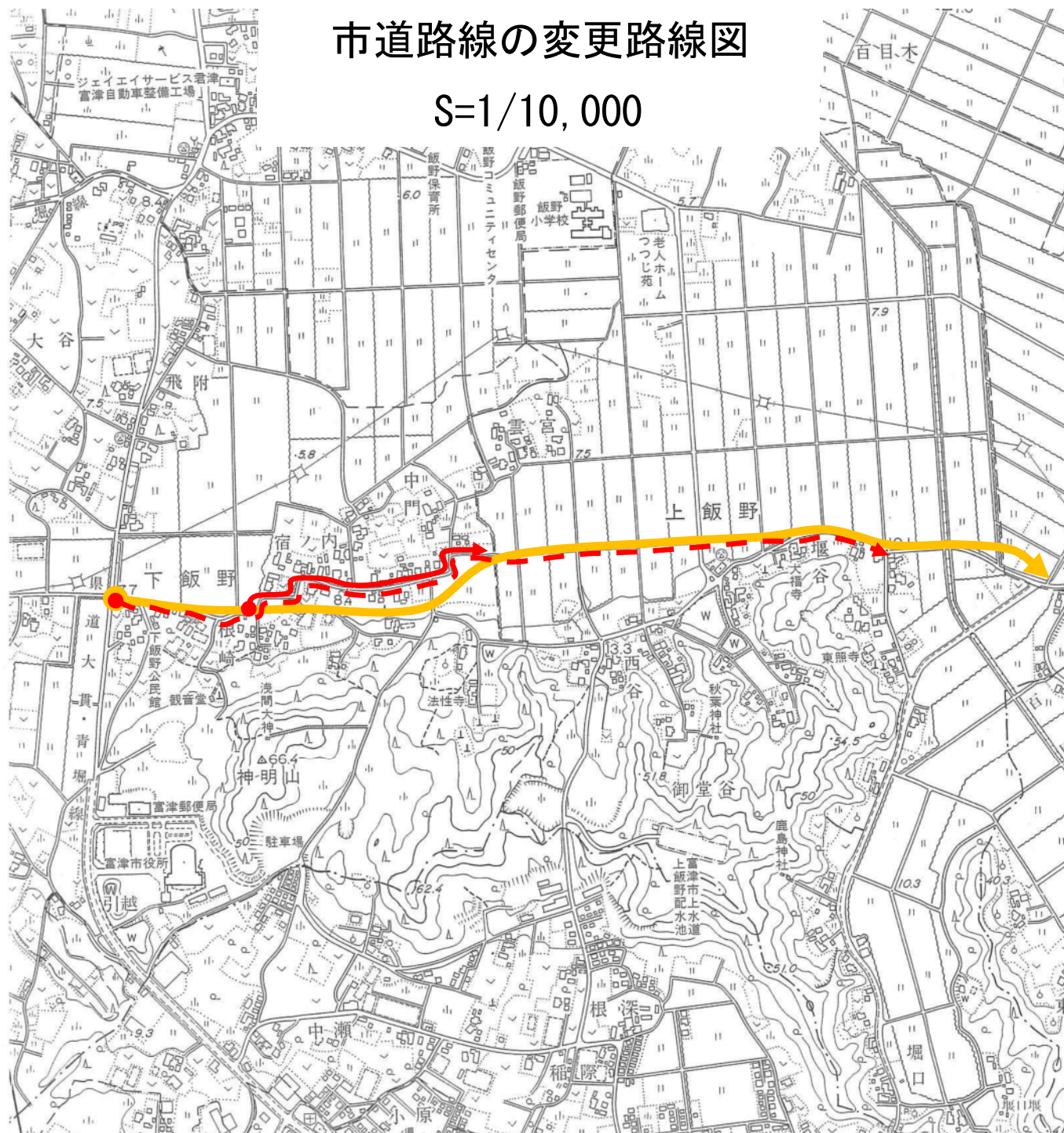
地ビール醸造事業、アスレチッククラブ運営事業

6 その他

これまでどおり、災害時における指定一般避難所及び指定緊急避難場所並びにドクターヘリランデブーポイントとして使用可能となる。

市道路線の変更路線図

S=1/10,000



議案番号	区分	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)	凡例
議案第24号	旧	下飯野線	下飯野字川間 2048番1地先	上飯野字下五 畝田536番1 地先	1,589.3	3.2～9.1	●-----▶
	新	旧下飯野線	下飯野字稲郷 下2885番2地 先	上飯野字稲古 1998番1地先	529.0	2.9～8.2	●————▶
参 考		下飯野線 (新設道路)	下飯野字川間 2048番1地先	本郷字一丁目 8番地先	1,879.0	9.5	●————▶

議案第25号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 むら しみ やす たか
村 上 泰 隆

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第26号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 いま 今 ぜき 關 ま 真 ゆみ 弓

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

